

# 企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

## 目 次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 2
- ・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 6

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p><u>(37)の2 財務上の特約 開示府令第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約をいう。</u></p> <p>(38)～(90) (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p><b>第402条</b> 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaから<u>a u</u>までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a r (略)</p> <p><u>a s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）</u></p> <p><u>a t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</u></p> <p><u>a u</u> aから前<u>a t</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次のaからa aまでに掲げる事実のいずれかが発</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(38)～(90) (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p><b>第402条</b> 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaから<u>a s</u>までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a r (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a s</u> aから前<u>a r</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次のaからa aまでに掲げる事実のいずれかが発</p>

生じた場合

a～s (略)

sの2 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

t～a a (略)

(子会社等の情報の開示)

**第403条** 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからvまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～s (略)

t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（当該上場会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（当該上場会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）

u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

v aから前uまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響

生じた場合

a～s (略)

(新設)

t～a a (略)

(子会社等の情報の開示)

**第403条** 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからtまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～s (略)

(新設)

(新設)

t aから前sまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響

を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社等に次の a から n までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ k (略)

l 社債に係る期限の利益の喪失

m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

n a から前 m までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) (略)

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

**第445条** 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号 a (第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、 e、 j から o まで、 q から u まで、 y から a a まで又は a q から a u までに掲げる事項 (支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、第403条第1号 a から f まで、 h から l まで、 o、 p 又は t から v までに掲げる事項 (支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 (略)

を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社等に次の a から l までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ k (略)

(新設)

(新設)

l a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) (略)

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

**第445条** 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号 a (第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、 e、 j から o まで、 q から u まで、 y から a a まで又は a q から a s までに掲げる事項 (支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、第403条第1号 a から f まで、 h から l まで、 o、 p 又は t に掲げる事項 (支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第402条第1号a t、同条第2号sの2、第403条第1号u及び同条第2号mの規定は、令和6年4月1日より前に締結された金銭消費貸借契約については、この改正規定施行の日から令和8年3月31日までの間は、適用しないことができる。

令和6年4月26日改正付則

- 1・2 (略)
- 3 改正後の第408条の2、第503条第1項、第4項、第5項、第7項、第10項及び第601条第9号aからeまでの規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第505条の2及び第601条第9号fの規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社から適用する。

令和6年4月26日改正付則

- 1・2 (略)
- 3 改正後の第408条の2、第503条第1項、第4項、第5項、第7項、第10項及び第601条の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第505条の2の規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社から適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「個人株主の所有する株式」、「財務上の特約」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期会計期間」、「四半期累計期間」、「四半期連結会計期間」、「四半期連結累計期間」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場会社」、「上場株券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場有価証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収への対応方針」、「買収への対抗措置」、「発行者」、「半期報告書」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「個人株主の所有する株式」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期会計期間」、「四半期累計期間」、「四半期連結会計期間」、「四半期連結累計期間」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場会社」、「上場株券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場有価証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収への対応方針」、「買収への対抗措置」、「発行者」、「半期報告書」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査</p>

当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、虚偽記載、金融商品取引業者、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、個人株主の所有する株式、財務上の特約、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期会計期間、四半期累計期間、四半期連結会計期間、四半期連結累計期間、上場外国会社、上場外国株券、上場会社、上場株券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場有価証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収への対応方針、買収への対抗措置、発行者、半期報告書、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等及び流通株式をいう。

2・3 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

**第401条** 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項

次のa又はbのいずれかに該当すること。

a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資

証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、虚偽記載、金融商品取引業者、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、個人株主の所有する株式、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期会計期間、四半期累計期間、四半期連結会計期間、四半期連結累計期間、上場外国会社、上場外国株券、上場会社、上場株券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場有価証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収への対応方針、買収への対抗措置、発行者、半期報告書、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等及び流通株式をいう。

2・3 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

**第401条** 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれるこ

される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、次のbに規定する場合、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

b 当該上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（以下このbにおいて「株式等」という。）を割り当てる場合においては、次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。

(a) 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等の割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の1未満であると見込まれること。

(b) 当該株式等の割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第402条第1号rに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下この条及び第

と。ただし、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第402条第1号rに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下この条及び第

404条において同じ。)とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式(自己株式を除く。)の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ (略)

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式(自己株式を除く。)の総数の100分の5以下であること。

ロ (略)

(b) (略)

(5)～(12) (略)

404条において同じ。)とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ (略)

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ (略)

(b) (略)

(5)～(12) (略)

(13) 規程第402条第1号 a s に掲げる事項

(新設)

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(14) 規程第402条第1号 a t に掲げる事項

(新設)

a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

b 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。

(a) 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

2 (略)

2 (略)

(発生事実に係る軽微基準)

(発生事実に係る軽微基準)

**第402条** 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

**第402条** 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(9) (略)

(1)～(9) (略)

(10) 規程第402条第2号 s に掲げる事実

(新設)

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

b 当該社債が上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に該当しないこと。

(11) 規程第402条第2号 s の 2 に掲げる事実

(新設)

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

2 (略)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

**第404条** 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(16) (略)

(17) 規程第403条第1号tに掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(18) 規程第403条第1号uに掲げる事項

a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

b 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。

(a) 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

2 (略)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

**第404条** 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(16) (略)

(新設)

(新設)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第405条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(8) (略)

(9) 規程第403条第2号1に掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(10) 規程第403条第2号mに掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

付 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別添4 四半期財務諸表等の作成基準

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) (略)

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第405条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(8) (略)

(新設)

(新設)

別添4 四半期財務諸表等の作成基準

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) (略)

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

財務諸表等規則ガイドライン149-3	前事業年度の <u>財務諸表</u>	前会計期間 (前事業年度 又は前四半期 会計期間をい う。)の <u>財務諸 表</u>
	前事業年度の <u>注記</u>	前会計期間 (前事業年度 又は前四半期 会計期間をい う。)の <u>注記</u>
	(略)	(略)
(略)		

(3)・(4) (略)

2 (略)

財務諸表等規則ガイドライン149-3	前事業年度	前会計期間 (前事業年度 又は前四半期 会計期間をい う。)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
(略)		

(3)・(4) (略)

2 (略)